

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

松本市長 殿

提出者

住 所 長野県松本市大字島立635 - 1

氏 名 松本土建株式会社

代表取締役 大池 太士

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0263-47-9300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松本土建株式会社
事業場の所在地	長野県松本市大字島立635 - 1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	完成工事高 100億円
③従業員数	139名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙集計表のとおり

—

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

余剰材の引き取り推進
実寸発注

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙集計表のとおり

—

排 出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

発生量の実測管理
工法等の改善の検討

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

コンリートがら・アスファルトがら
性状、種類による分別管理

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

混合廃棄物（安定型・管理型）の分別再徹底
再生可能品目等の分別

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） がれき類の破碎処理施設設置の廃止以降 実施事項なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） がれき類の破碎処理施設廃止により、実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
②計画	（これまでに実施した取組） がれき類の破碎処理施設設置の廃止以降 実施事項なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組） がれき類の破碎処理施設廃止により、実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

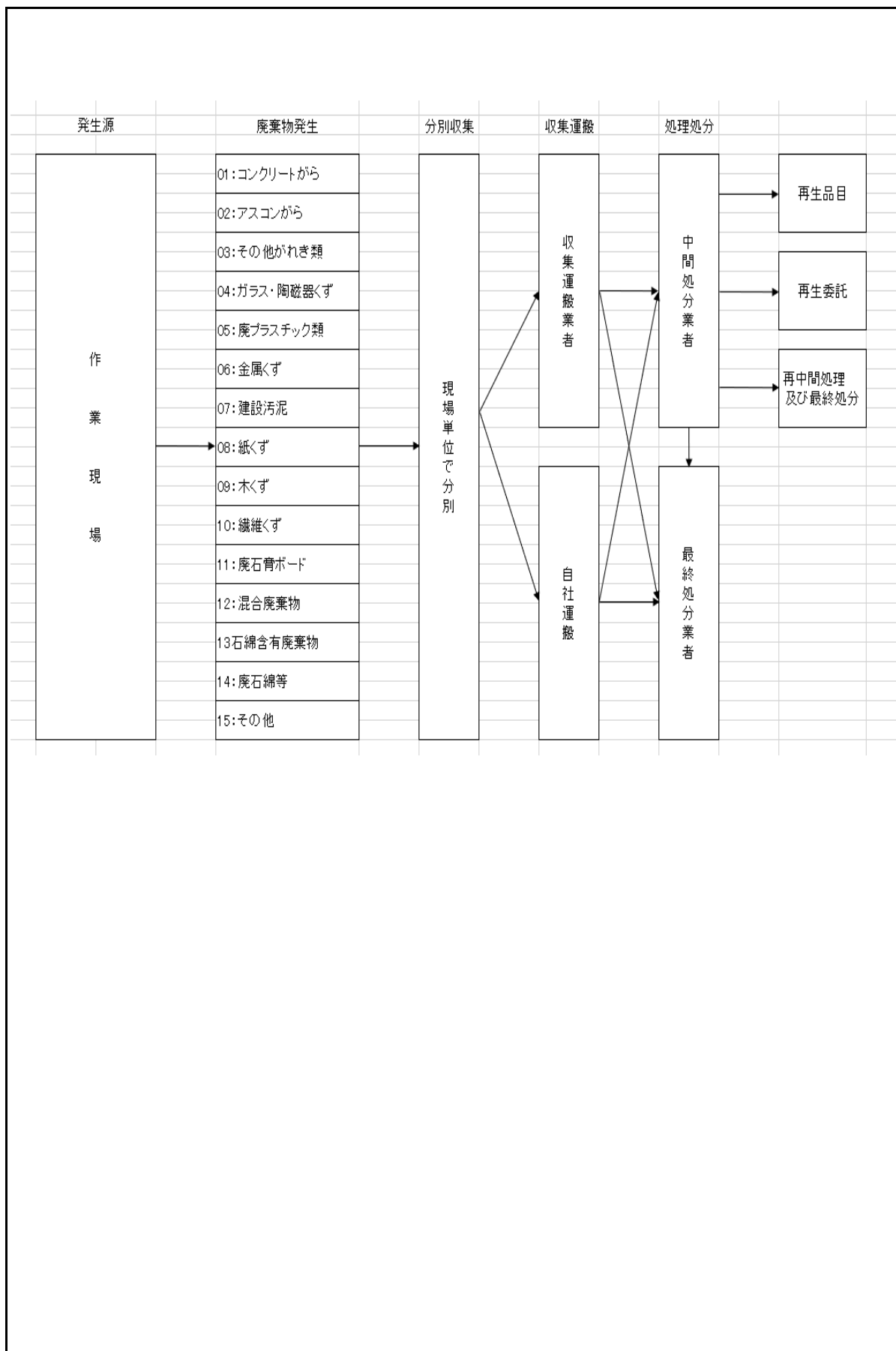
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託業者の選定と処理の委託 優良認定処理業者の利用促進		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>優良認定処理業者に関する情報収集 可能な範囲での優良認定処理業者への処理委託の検討</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



別添 2 管理体制図

責任者及び管理体制組織図			
担 当 者	廃棄物処理担当役員	代表取締役	
	本社総括責任者	管理部門	総合管理本部長
	産業廃棄物	土木事業部	事業部長
	処理総括責任者	建築事業部	事業部長
	文書整理責任者	土木事業部	工務部長
		建築事業部	工務部長
	部門責任者	土木事業部	関係各部署長
	工事担当部署長	建築事業部	関係各部署長
作業所長	土木部門	作業所長	
	建築部門	作業所長	
責 任 と 権 限	廃棄物処理担当役員	①取締役として産業廃棄物処理にかかわる全般を管理する。	
	本社総括責任者	①担当役員を補佐し、産業廃棄物処理にかかわる全般を管理する。	
	産業廃棄物 処理総括責任者	①産業廃棄物処理にかかわる実務を総括管理する。	
	文書整理責任者	①提出された文書の整理・保管。	
		②必要に応じ関係機関への報告、運用状況のとりまとめを行う。 ③本社総括責任者及び総括責任者へ報告を行う。	
	部門責任者	①部内における産業廃棄物処理にかかわる教育を行う。	
	工事担当部署長	②作業所内における運用状況を管理する。	
作業所長	①関係諸法令に従って、作業所における廃棄物処理を行う。		
	②関係業者との契約及び文書を作成し、担当部長の確認を受け 工務部に提出する。		

【 令和5 】年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位：t）

実績：前年度産業廃棄物排出量

計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				処理の委託												
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さのうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭				
実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画			
法律	1 燃え殻																				
	2 汚泥	101.42	91.28	-	-	-	-	-	-	-	101.42	91.28	0.00	0.00	101.42	91.28	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3 廃油	0.18	0.16	-	-	-	-	-	-	-	0.18	0.16	0.18	0.16	0.18	0.16	0.00	0.00	0.00	0.00	
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	214.06	192.65	-	-	-	-	-	-	-	214.06	192.65	101.35	91.22	214.06	192.65	0.00	0.00	0.00	0.00	
政令	1 紙くず	32.79	29.51	-	-	-	-	-	-	-	32.79	29.51	2.31	2.08	32.79	29.51	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2 木くず	926.52	833.87	-	-	-	-	-	-	-	926.52	833.87	32.95	29.65	926.52	833.87	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3 繊維くず	2.83	2.55	-	-	-	-	-	-	-	2.83	2.55	0.12	0.11	2.83	2.55	0.00	0.00	0.00	0.00	
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	264.65	238.19	-	-	-	-	-	-	-	264.65	238.19	226.68	204.02	264.65	238.19	0.00	0.00	0.00	0.00	
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	101.04	90.93	-	-	-	-	-	-	-	101.04	90.93	64.80	58.32	101.04	90.93	0.00	0.00	0.00	0.00	
	8 鉱さい																				
	9 がれき類	9,788.05	8,809.25	-	-	-	-	-	-	-	9,788.05	8,809.25	708.86	637.98	9,787.87	8,809.09	0.00	0.00	0.00	0.00	
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理したもの																				
建設混合廃棄物	1,247.17	1,122.46	-	-	-	-	-	-	-	1,247.17	1,122.46	1,244.31	1,119.88	1,247.17	1,122.46	0.00	0.00	0.00	0.00		
石綿含有産業廃棄物	82.65	74.39	-	-	-	-	-	-	-	82.65	74.39	1.63	1.47	82.65	74.39	0.00	0.00	0.00	0.00		
その他産業廃棄物	0.01	0.01	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00		
合計	12,761.37	11,485.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12,761.37	11,485.25	2,383.20	2,144.90	12,678.53	11,410.69	0.00	0.00	0.00	0.00		

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量